

(仮称)流山市多様性を尊重する社会推進条例 骨子(案)

| No. | 項目 | 骨子(案) | 論点・考え方の整理等 |
|-----|----|--|--|
| - | 名称 | 流山市多様性を尊重する社会推進条例 | <ul style="list-style-type: none"> 条例の名称について <p>参考：他自治体の例） 北上市：北上市男女共同参画と多様性社会を推進する条例 市川市：市川市多様性を尊重する社会を推進するための指針 逗子市：逗子市男女平等参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例</p> |
| - | 前文 | <p>流山市が、住みやすく豊かで調和のとれたまちであるために<u>すべての市民</u>誰もが性別等、<u>年齢</u>、国籍、障害の有無等などにかかわらず、</p> <ul style="list-style-type: none"> 互いの基本的人権を尊重する 互いの多様性を認め合う 誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す <p>市、市民等が協力し、多様性を尊重する社会を推進することで、個々の人権を尊重し、互いの違いや共通点を認め合い、自分らしさを発揮できる社会の実現を目指す。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 前文は、一般に、条例制定の趣旨、目的、基本原則を述べるものであり、制定の理念を強調する場合に置かれることが多い。ただし、具体的な法規を定めたものではない。 本条例では、条例制定の趣旨を理解していただくために、前文を置き、本市が目指す多様性を尊重する社会を述べている。 市民一人ひとりが、将来に希望を持てる、明るい未来を展望できるような社会の展望等 子どもたちの住む流山が、将来にわたってより良い社会あるためのべき姿など 障害の「がい」の字について： 公用文では、常用漢字表で使用している漢字を使用するため「障害」とする 性別等について：男性、女性、及び性的マイノリティ等を含めるため |
| 1 | 目的 | ・流山市における多様性を尊重する社会の推進に関して、基本理念に基づき、市の責務、市民等の役割、基本施策を定めることにより、多様性を認め合い <u>人権</u> を尊重する社会の実現を目的とする。 | ・前文で条例制定の背景、理念等を述べるので、ここでは簡潔に条例制定の目的を述べる。 |
| 2 | 定義 | <p>・条文に必要な用語の定義を整理する <u>用語を定義する。</u></p> <p><u>男女共同参画</u>：誰もが、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受できることをいう。</p> | <p>・用語の定義について</p> <p>多様性：性別等、国籍、障害の有無などの属性による一人ひとりに違いがあることをいう。</p> <p>性別等：男性、女性、性的マイノリティ等をいう。</p> |

| No. | 項目 | 骨子（案） | 論点・考え方の整理等 |
|-----|------|--|---|
| | | <p><u>多様性：性別等、年齢、国籍、障害の有無等の属性による一人ひとりに違いがあることをいう。</u></p> <p><u>性別等：男性、女性、性的マイノリティ等をいう。</u></p> <p><u>市民等：市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業者をいう。</u></p> | <p>性的マイノリティ：性的指向、性自認等のあり方が、少数とされている人々をいう。</p> <p>性的指向：「好きになる性」のこと。人の恋愛感情や性的な関心が、異性を対象とする異性愛、同性を対象とする同性愛、男女両方を対象とする両性愛、いずれも対象としない無性愛等、どのような性を対象とするのかの指向をいう。</p> <p>性自認：「こころの性」のこと。こころの性と生まれたときの性とが一致する場合もあれば、一致しない場合もある。</p> <p>市、市民等：流山市自治基本条例に基づく定義に準ずるものとする。</p> <p>参考) 流山市自治基本条例 (定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによります。</p> <p>(1) 市民 本市の住民基本台帳に記録されている者をいいます。</p> <p>(2) <u>市民等 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業者をいいます。</u></p> |
| 3 | 基本理念 | <p>多様性を尊重する社会は、誰もが、性別等、<u>年齢、国籍、障害の有無等などにかかわらず、誰もが、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの違いによる、多様性を認め合うこと。 ・一人ひとりの違いによる、不当な差別を受けないこと。 ・一人ひとりが、それぞれの能力を發揮し、誰もが自分らしく暮らせるまちであること。 | |
| 4 | 市の責務 | <ul style="list-style-type: none"> ・必要な施策の<u>を実施する。</u> ・市民、事業者関係機関と連携し取り組む。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市の責務を定めている。 |

| No. | 項目 | 骨子（案） | 論点・考え方の整理等 |
|--------|-----------|---|---|
| 5 | 市民等の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・多様性を尊重する社会への理解<u>を深める。</u> ・事業活動における多様性を尊重する社会の実現に向けた必要な措置<u>を講じるよう努める。</u> ・市の施策への協力<u>するよう努める</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・市民の意識や行動が重要であることから市民の役割を定めている。 ・事業活動における取組は、多様性を尊重する社会の実現には欠かせないことから、事業者の役割を定めている。 |
| 6 | 差別的扱いの禁止等 | <ul style="list-style-type: none"> ・何人も、多様性による不当な差別的扱いにより、他人の人権を侵害してはならない。 ・何人も、情報発信に当たって、多様性を理由とする不当な差別を助長することのないよう配慮しなければならない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本的施策④において、「暴力」を改めて明記するため、この取組のためには、「差別的扱いの禁止等」として定めることが、不当な差別的扱いを抑止する効果に繋がる。 |
| 6 7 | 基本的施策 | <ul style="list-style-type: none"> ① 男女共同参画をの推進するに取り組む。 ② 多様性を理解するための広報・啓発等に取り組む。 ③ 多様性の理解を深める教育に取り組む。 ④ 多様性を理由とする暴力や不当な差別的扱いを防ぐための取り組みむ。 ⑤ 多様な生き方を選択できる環境づくりに取り組む。 ⑥ 多様性に配慮した防災・災害対応に取り組む。 | <p>・令和2年に策定した国第5次男女共同参画基本計画の基本的な方針に、『男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認（性同一性）に関する事等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものである。』と記載されており、多様性を尊重する社会の推進の起点には、「男女共同参画の推進」があることから、基本的施策の1番に「男女共同参画の推進」を追加し、引き続き、男女共同参画にも取り組んでいくことを明確にする。（全6項目とする）</p> <p>① 男女共同参画の推進 男女共同参画社会は、多様性を尊重する社会の一翼と捉え、引き続き、男女共同参画の推進に取り組むことを明確にする。</p> <p>② 多様性を理解するための広報・啓発等に取組む 多様性を尊重する社会を推進するため、無意識の偏見による差別や一人ひとりの違いを認め理解を深めるための広報活動や啓発活動を行う。</p> <p>③ 多様性の理解を深める教育に取組む それぞれの違いを認め合い尊重する、多様性の理解を深める教育の推進に取組む。</p> <p>④ 不当な差別的扱いを防ぐための取組み すべての人に対するあらゆる不当な差別的扱いの根絶に取組む。</p> |

| No. | 項目 | 骨子（案） | 論点・考え方の整理等 |
|--------|-------|---|---|
| | | | <p>⑤ 多様な生き方を選択できる環境づくりに取組む 固定的な役割分担意識の解消や性差による偏見を含め、誰もが多様な生き方を選択できる環境をつくる。</p> <p>⑥ 多様性に配慮した防災・災害対応に取組む <u>防災対策や災害が起きた際には、男女共同参画と多様性の視点を取り入れた一人ひとりの個性や特性の違いを理解した対応に取組む。</u></p> |
| 7 8 | 計画の策定 | ・多様性を尊重する社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画を定めるものとする。 | ・第4次男女共同参画プラン（令和2年度から6年度まで）の見直しに合わせて、多様性の施策を含めたプランとして策定する。 |
| 8 9 | 委任 | ・この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。 | ・条例で定める事項以外で必要な事項について、別に定めることを規定している。 |